

育児を行う労働者の時間外労働は1か月に24時間まで

Question 13

Q

現在保育園に通う子供がいる女性労働者です。仕事が終わったら、出来るだけ早く帰りたいのですが、残業を命じられることもあります。子供の育児中は時間外労働を制限することはできないのでしょうか。

Answer 13

A

育児・介護休業法では、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男・女労働者が、その子の養育のために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をさせてはならないこととされています（法17条1項）。

但し、継続雇用された期間が1年に満たない労働者、配偶者が常態としてその子を養育できると認められる場合等に該当するときは請求できません。

なお、この時間外労働の制限の請求は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、その開始日及び終了日を明らかにして、その制限開始予定日の1か月前までに次の事項を記載した書面により行う必要があります。

- ① 請求日
- ② 労働者の氏名
- ③ 請求に係る子の氏名、続柄
- ④ 時間外労働の制限の開始日と終了日
- ⑤ 請求に係る子が養子である場合は養子縁組の効力発生日
- ⑥ 常態としてその子を養育することができる配偶者等がないこと。